

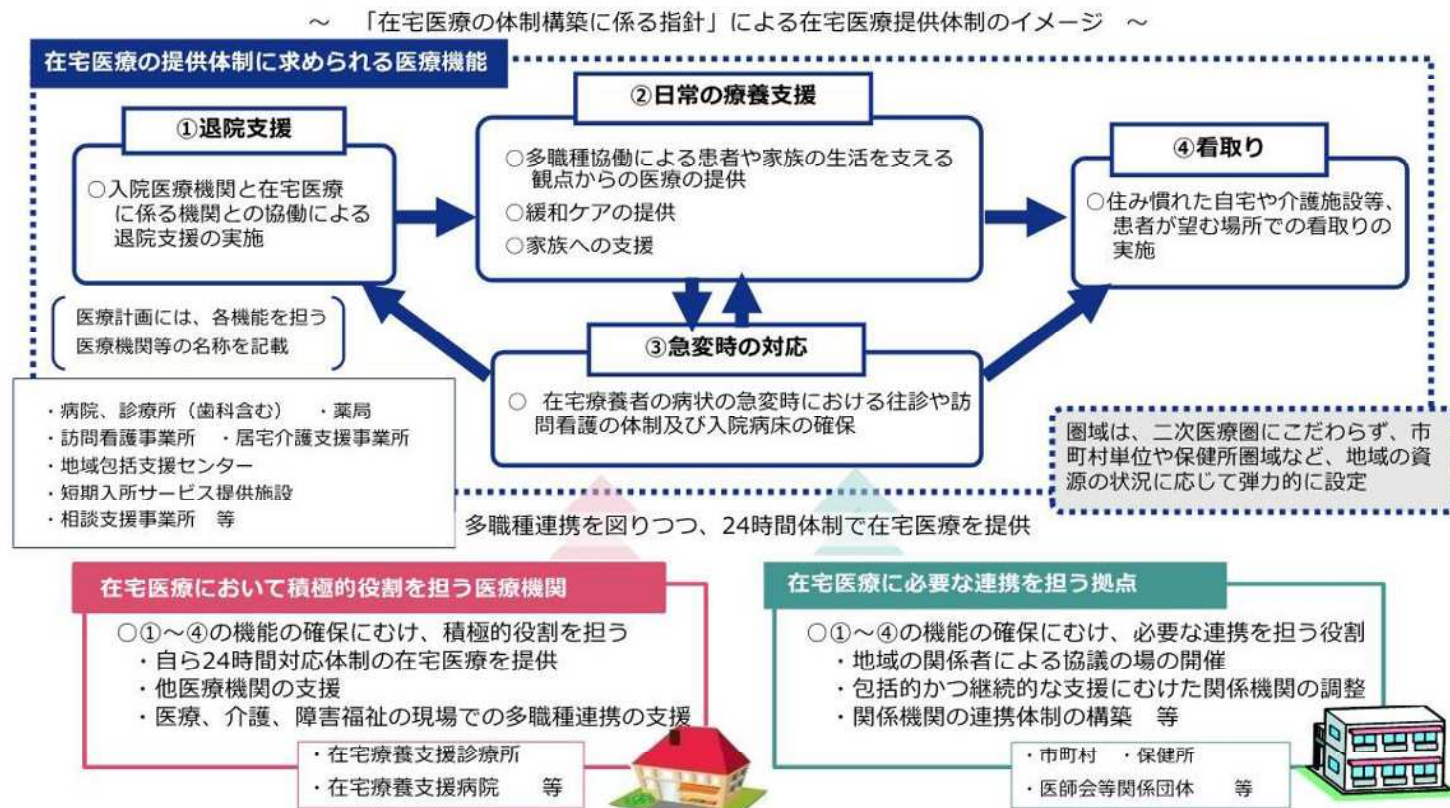
在宅医療提供体制の強化について

令和 8 年 5 月 29 日

沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課

1 在宅医療提供体制の整備

- 在宅医療は、高齢になっても、病気や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしい生活つづけられるよう、入院医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、地域包括ケアシステムの不可欠な構成要素となっている。
- 沖縄県では、「住み慣れた自宅や施設等で療養したいと望む患者が在宅医療を受けて自分らしい生活を送ることができる社会」を目指し、第8次医療計画において、在宅医療提供体制の整備に向けて取り組む施策を掲げている。
- 「退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」に係る在宅医療提供体制構築のため、各圏域において、多職種と協働し、積極的に在宅医療を提供する「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」と、各圏域において在宅医療に必要な連携を推進する上で中心的役割を果たす「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付けている。



【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））

2 在宅医療に必要な連携を担う拠点と積極的役割を担う医療機関

	在宅医療に必要な連携を担う拠点	在宅医療において積極的役割を担う医療機関
役割	在宅医療を支える4つの医療機能（(1)退院支援、(2)日常の療養支援、(3)急変時の対応、(4)看取り）の確保に向け、取組を推進する地域の実情に応じて、 ①地域の関係者による協議の場の開催、 ②包括的かつ継続的な支援に向けた関係機関の調整及び連携体制の構築等を行う拠点	①自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、 ②他の医療機関の支援も行いながら、 ③医療や介護、障がい福祉の現場での多職種間連携の支援を行う病院・診療所
求められる事項	① 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること ② 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整を行うこと ③ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること ④ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと ⑤ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること	① 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと ② 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること ③ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること ④ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと ⑤ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ⑥ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

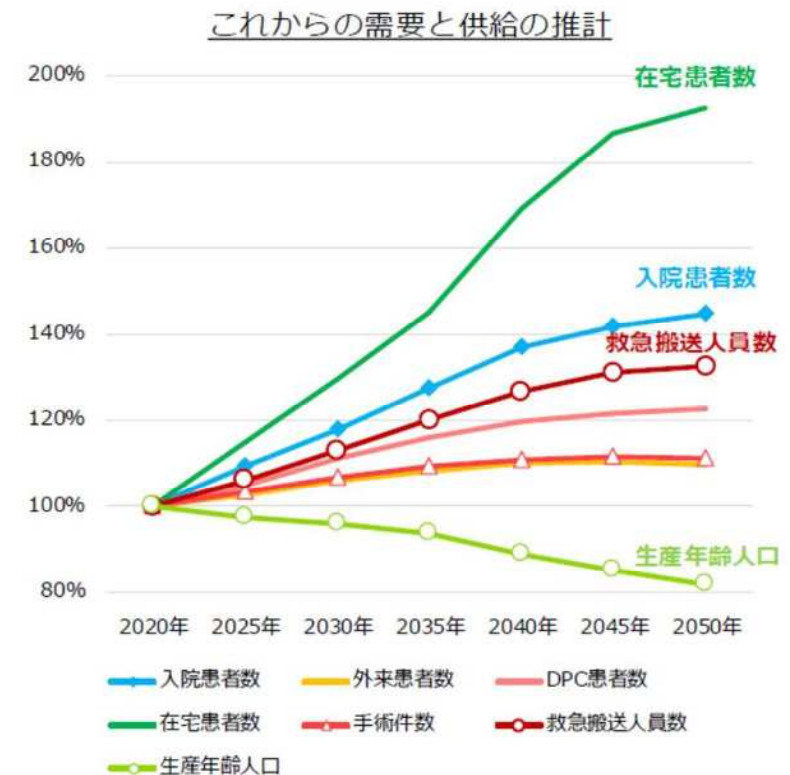
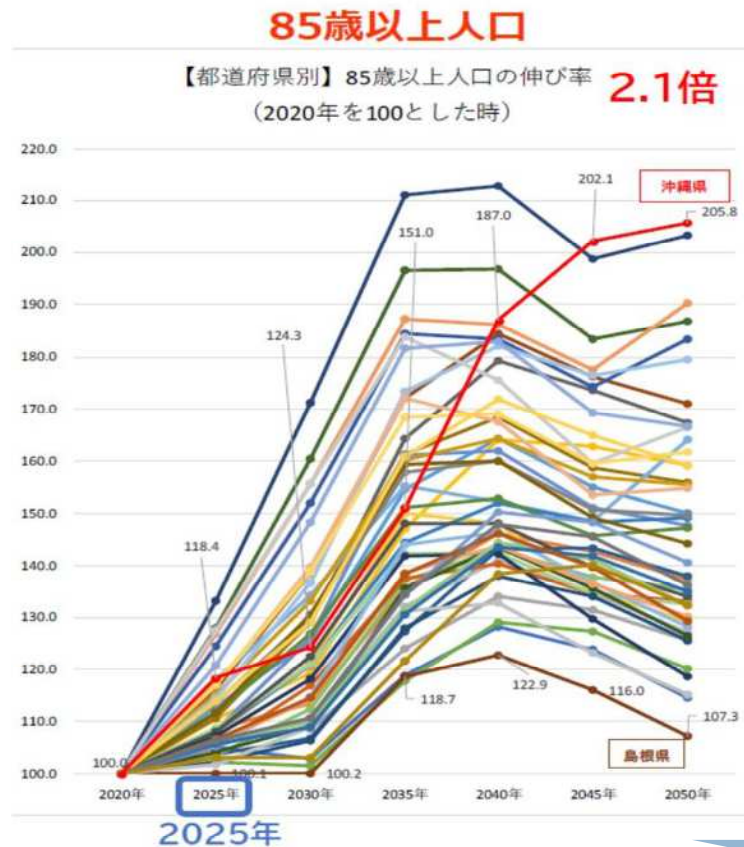
3 在宅医療の推進体制

第8次沖縄県医療計画における位置づけ	圏域	医療機関名（R7.11時点）
在宅医療において積極的役割を担う医療機関 退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りに係る体制構築のため、各圏域において、多職種と協働し、積極的に在宅医療を提供する医療機関	【北部】 6か所	やまだクリニック、今帰仁診療所、かじまやリゾートクリニック、おおにし医院、中央外科、やんばる協同クリニック
	【中部】 17か所	海邦病院、北中城若松病院、宜野湾記念病院、翔南病院、北谷病院、なかがみ西病院、与勝病院、愛聖クリニック、いきがい在宅クリニック、玄米クリニック、こばし内科クリニック、すながわ内科クリニック、TOWN訪問診療所沖縄、ファミリークリニックきたなかぐすく、マリン住宅クリニック、ゆい往診クリニック、和花クリニック
	【南部】 15か所	西崎病院、南部クリニック （那覇地区） かかずハートクリニック、きなクリニック、ゆずりは訪問診療所、ライフケアクリニック那覇、首里千樹の杜クリニック、曙クリニック、首里協同クリニック、はいさいクリニック、Kukuruキッズクリニック、シャロンクリニック （浦添地区） 牧港中央病院、名嘉村クリニック、にぬふあぶし診療所
	【宮古】 3か所	下地診療所、ドクターゴン診療所、ひさまつクリニック
	【八重山】 2か所	ぬちぐすい診療所、とうもーる診療所
在宅医療に必要な連携を担う拠点 各圏域において、在宅医療に必要な連携を推進する上で中心的役割を果たす機関	北部地区医師会、中部地区医師会、南部地区医師会、 那覇市医師会、浦添市医師会、 宮古島市、石垣市、竹富町	

4 沖縄県の課題

- 今後、沖縄県では、全国一高い伸び率で高齢者人口が増加し、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える高齢者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が加速化していく見込み

(参考：年齢別の要介護認定率65歳以上75歳未満：4.3%、75歳以上85歳未満：17.5%、85歳以上：59.1%)



出所：沖縄県地域医療構想セミナー2025（日本経営作成資料）

- これらのニーズを受け止めていくため、今まで以上に、在宅医療提供体制（主に医療機関同士の連携、人材育成）及び在宅医療・介護連携体制の強化（充実）が求められる。

5 在宅医療提供体制の強化(充実)に向けた県の施策

【これまで】

県では、在宅医療・介護連携の推進のため、在宅医療・介護連携総括アドバイザーの配置、会議・研修会等開催を行う「在宅医療介護連携支援事業」（県医師会へ委託）を実施し、市町村の地域支援事業「在宅医療・介護連携推進事業」の取組を広域的に支援してきた。

【令和8年度】

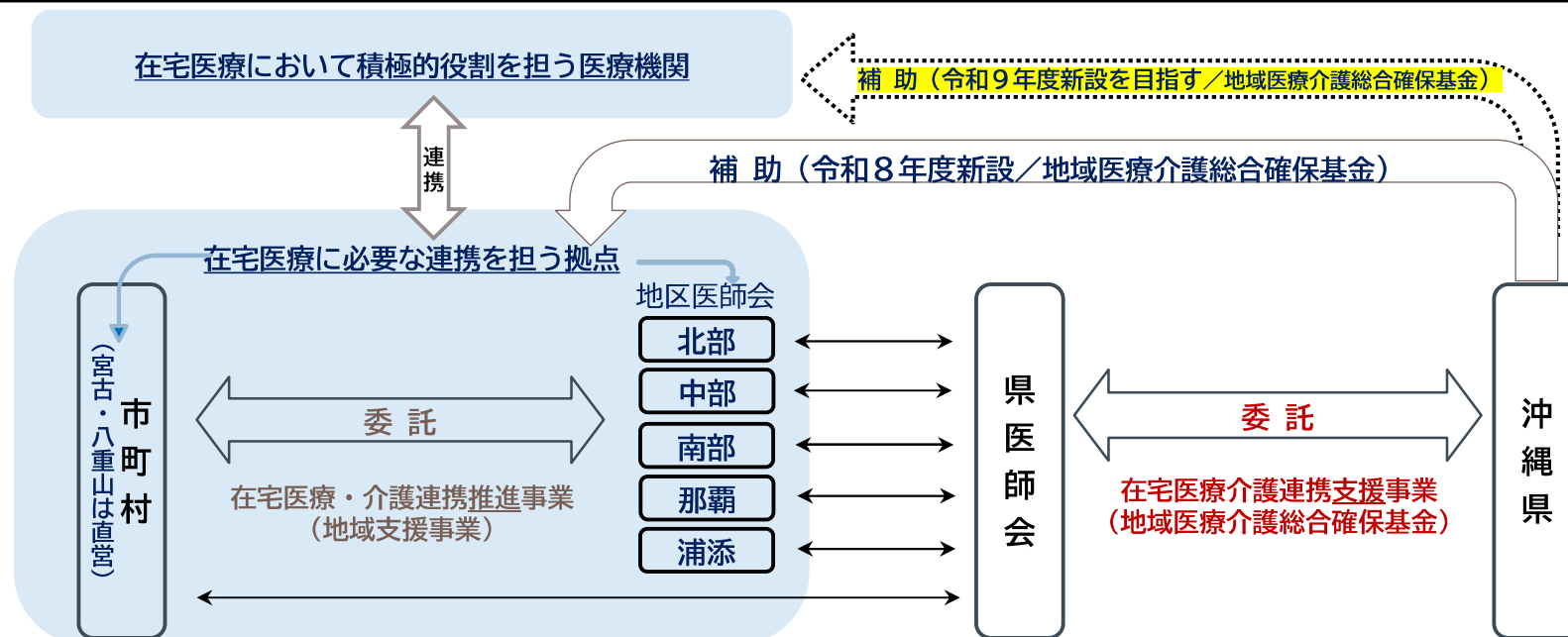
地域の実情に応じた在宅医療提供体制の充実を図るため、在宅医療に必要な連携を担う拠点が在宅医療提供体制強化のために行う取組に対して補助を行う「在宅医療提供体制強化支援事業」新設。

当該補助事業では、市町村の地域支援事業での充実強化が難しい

- ・在宅医療の提供状況を踏まえた課題の抽出、必要な対応策の検討を行う「会議の開催」
- ・在宅療養者（高齢者施設含む）急変時対応や24時間体制の構築、多職種の情報共有（病診連携、診診連携、介護との連携等）
- ・在宅医療についての医療、介護関係者等に対する研修の実施（主に技能研修）を行うことを想定。

【令和9年度以降】

在宅医療連携拠点による調整機能がより発揮しやすくなるよう、在宅医療において積極的役割を担う医療機関への補助制度の創設（※令和8年度前半から取り組むことが必要）。



6 補助制度の概要

「沖縄県在宅医療提供体制強化支援事業」

項 目	内 容
目 的	在宅医療提供体制の整備及び強化に係る取組に対し補助を行い、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の充実を図ることを目的とする。
実施主体	北部地区医師会、中部地区医師会、南部地区医師会、那覇市医師会、浦添市医師会 (なお、宮古・八重山医療圏における連携拠点の在り方については、各医療圏に所在する市町村及び地区医師会等の関係者と協議を継続したうえで、必要に応じ本事業の対象とすることを検討する。)
事業内容	コーディネーターを配置し、次に掲げる取組を通して地域における包括的かつ継続的な在宅医療提供体制を構築する。 (1)在宅医療提供体制における課題の抽出及びその対応策を検討する会議の開催 (県が議題を提案する次に掲げる協議の場として活用することに協力する業務を含む。) ア かかりつけ医機能報告制度における協議の場 イ 新たな地域医療構想における外来・在宅、介護連携に関する調整の場 ウ 介護保険事業計画の作成に向けた県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場 (2)在宅医療提供体制の強化を目的とする取組 (取組例)在宅医療の提供状況、課題の把握、連携体制構築のための取組(勉強会、検討会等)、関係機関との調整、研修、普及啓発等
基準額	1拠点あたり650万円
対象経費	地域における在宅医療の提供体制の整備及び強化に係る取組に要する次に掲げる経費 人件費、雇用保険料、社会保険料、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費
補助率	10分の10

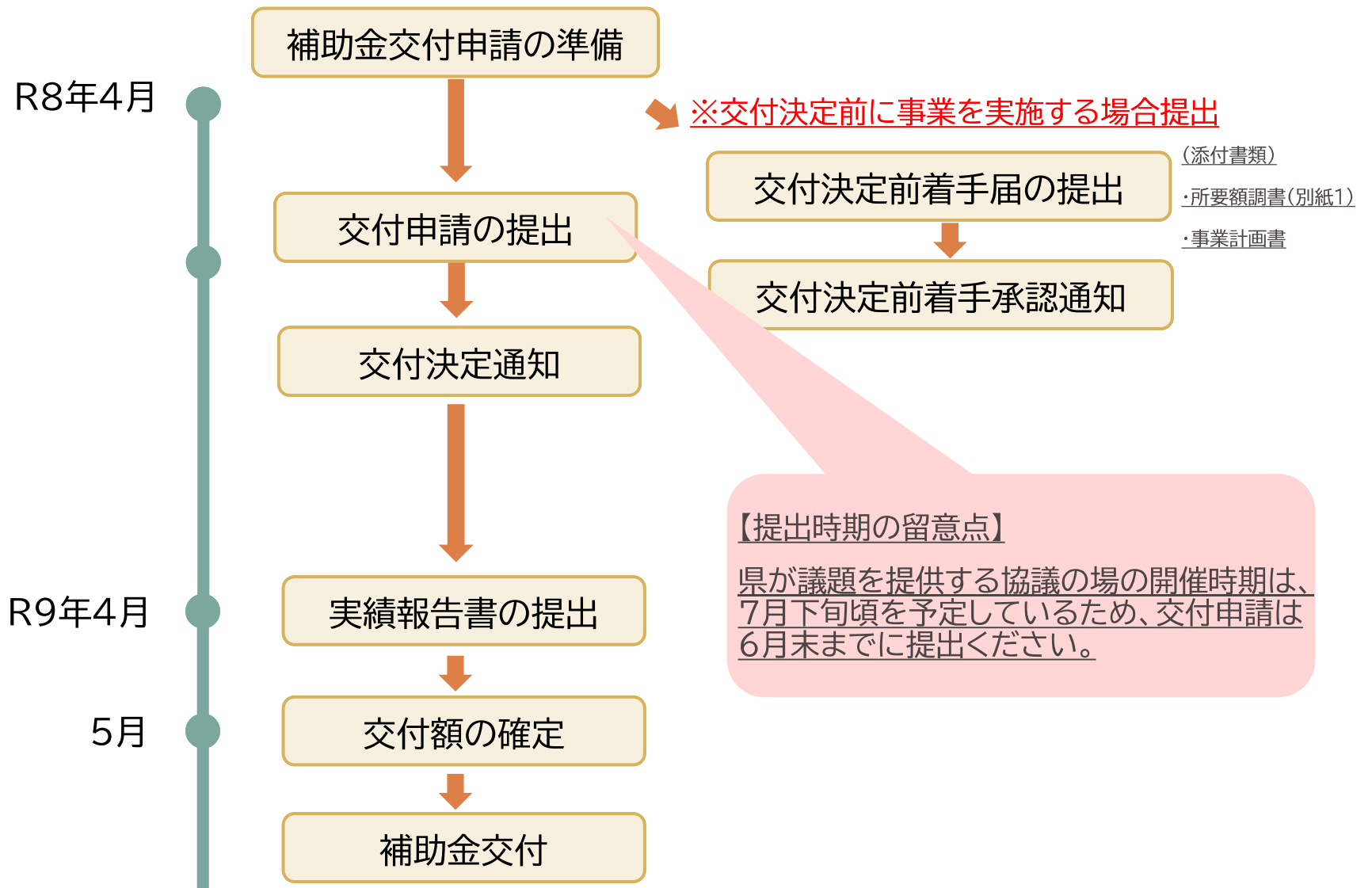
6-2 県が議題を提供する協議の場の構成メンバー(案)

協議の内容	構成メンバー（案）
ア かかりつけ医機能報告制度における協議の場 ※高齢者保健事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組状況に留意することとなっている。	検討中 ※介護等に関する事項を協議する場合は市町村の参加を求める
イ 新たな地域医療構想における外来・在宅、介護連携に関する調整の場	地区医師会 市町村 県 など検討中
ウ 介護保険事業計画の作成に向けた県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場	地区医師会 市町村 介護保険広域連合 県

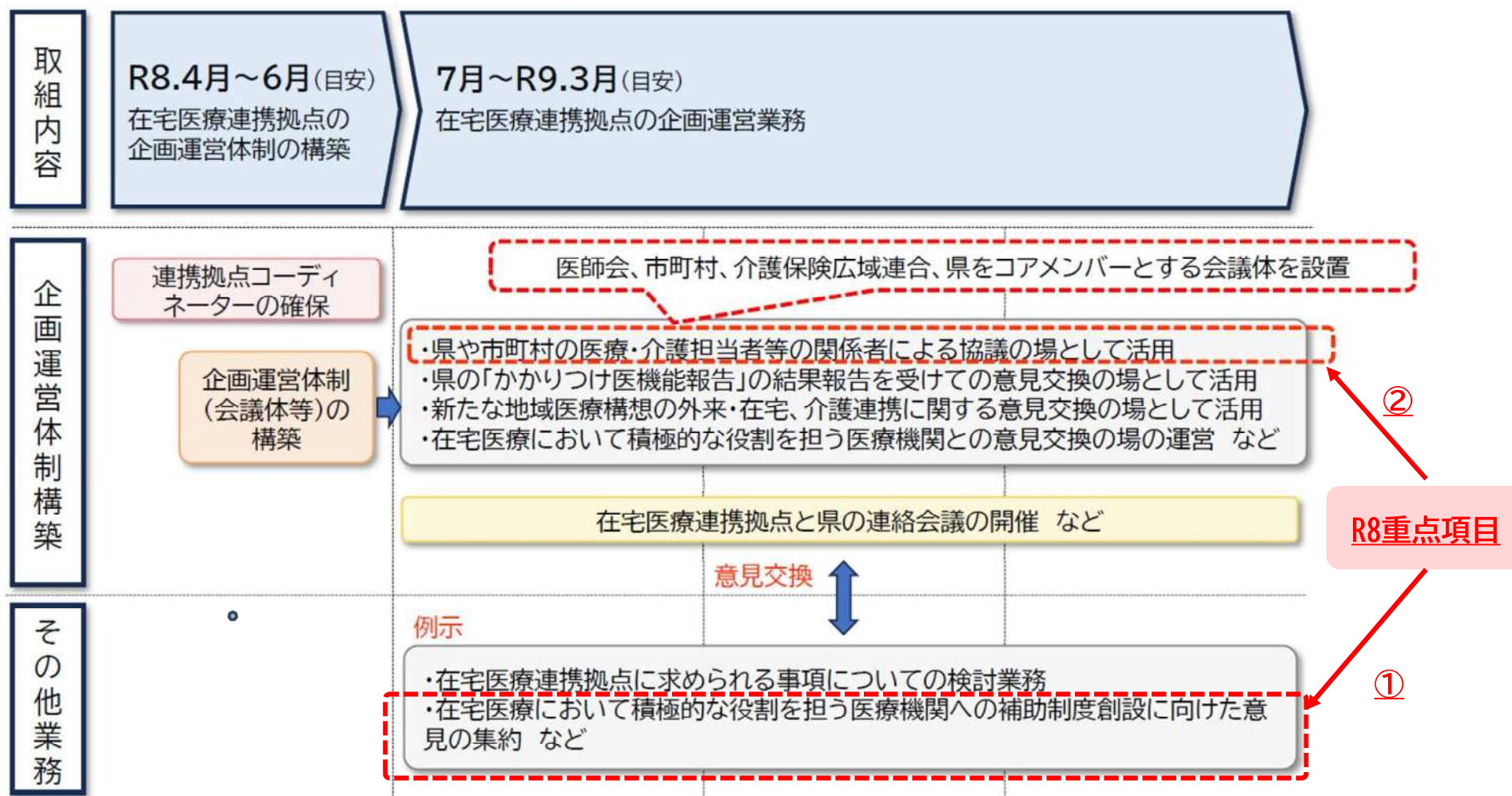
6-3 想定される補助金申請のパターン

人件費 申請パターン ※コーディネーターの配置は必須	人件費積算例
① 在宅医療連携拠点コーディネーターを新規で雇用する場合	雇用予定期間の給与、雇用保険料、社会保険料
② 在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーターが在宅医療連携拠点コーディネーターを兼務する場合（従事時間が確認できるよう勤務時間を管理）	時間給×従事予定時間 雇用保険料、社会保険料等は従事割合で按分
③ 地区医師会事務局の職員が在宅医療連携拠点コーディネーターを兼務する場合（従事時間が確認できるよう勤務時間を管理）	時間給×従事予定時間
直接経費 申請パターン	必要経費の例
① 以下の取組を実施する場合 ア 在宅医療提供体制における課題の抽出及びその対応策を検討する会議の開催（取組例：急性期治療後の病病・病診連携に関する会議） イ 県が議題を提供する協議の場の会議開催（2～3回） ウ 在宅医療提供体制の強化を目的とする取組（取組例：夜間や医師不在時の急変時等に診療の支援が行える体制の整備に向けた在宅医療において積極的役割を担う医療機関との調整）	人件費、保険料、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費
② 以下の取組を実施する場合 ア 在宅医療提供体制における課題の抽出及びその対応策を検討する会議の開催 イ 県が議題を提供する協議の場の会議開催（2～3回）	同上
③ 以下の取組を実施する場合 ア 在宅医療提供体制の強化を目的とする取組 イ 県が議題を提供する協議の場の会議開催（2～3回）	同上
④ 県が議題を提供する協議の場の会議開催（2～3回）	人件費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費

6-4 補助金に係るスケジュール



7 沖縄県在宅医療提供体制強化支援事業のスケジュール(R8目安)



7-2 在宅医療に積極的役割を担う医療機関の取組促進(補助制度創設)にむけて

1 各拠点へのお願い

①圏域内の在宅医療に積極的役割を担う医療機関の現状と課題の把握

(スライド2ページ記載されている役割と求められる事項の取組状況や取り組む上での課題)

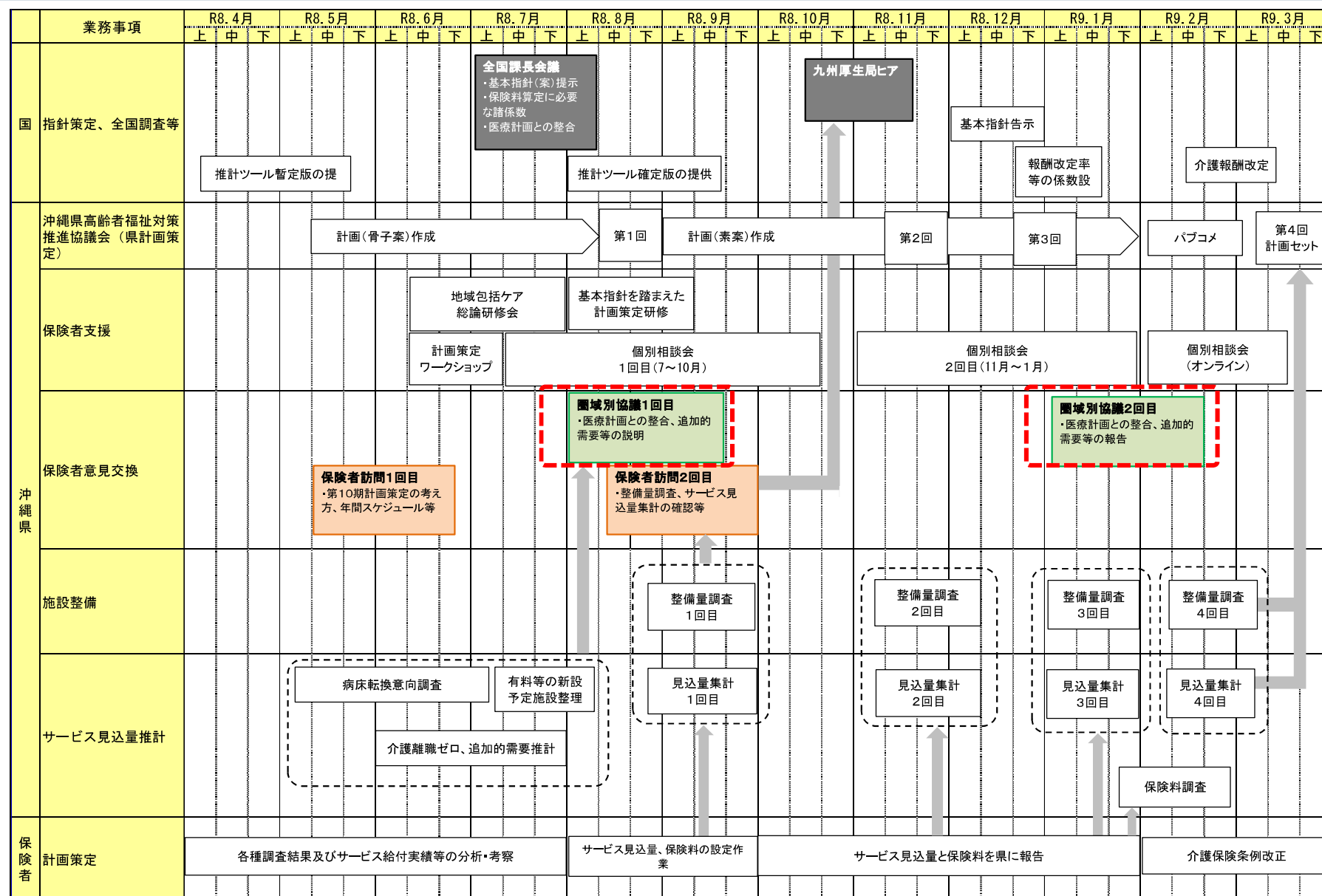
②医療機関が取組を展開するために必要な財政支援のニーズ把握

のため、調整会議を開催するなど、県と連携のうえ在宅医療に積極的役割を担う医療機関の意見集約に取り組んでいただきたい。

2 スケジュール(案)

実施項目	対応者	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実態調査(仮) (要調整)	県・医療機関	↔									
各拠点への ヒアリング	県・各拠点		↔								
医療機関への ヒアリング・説明 (会議形式)	県・各拠点 ・医療機関			補助制度素案提示 ↔			補助制度修正案提示 ↔			補助制度最終案提示 ↔	
予算要求	県		新規要求 ●			概算要求 ●			最終 ●		
次年度の取組準備	医療機関									次年度取組準備 ↔	

7-3 医療・介護連携担当者等の関係者による協議の場について



8 参考（各拠点の沖縄県在宅医療提供体制強化支援事業の状況）

■R8.5月11日～21日実施_各地区医師会への個別訪問で確認できた事項

項目	那覇市医師会	浦添市医師会	南部地区医師会	中部地区医師会	北部地区医師会
コーディネーター	公募中	確保済 6月1日採用 在宅医療・介護連携推進コーディネーターを拠点のコーディネーターに採用し、推進事業のコーディネーターを新規採用	公募中	確保済 4月1日採用	公募中 採用までは事務局職員が兼務予定
在宅医療提供体制における課題の抽出及び検討する会議の開催	県が議題を提案する会議 その他は検討中	県が議題を提案する会議	県が議題を提案する会議 高齢者救急に係る会議	県が議題を提案する会議	県が議題を提案する会議
在宅医療提供体制強化を目的とする取組	在宅医療・介護連携推進事業の取組内容のうち、拠点で実施すべき取組を検討中	障害サービス関係者との連携 積極的医療機関との意見交換を検討中	高齢者救急に係る研修会 積極的医療機関との業務調整を検討中	検討中	検討中 体制的に実施は厳しい
その他意見等	課題検討に必要なデータを早めに提供してほしい。	市町村の地域支援事業とのすみわけが難しい。	コーディネーターの確保が課題。	体制強化の取組に活用できる予算が少ない。 今年度は情報収集、課題の把握が重要	コーディネーターの確保が課題。県が育成する方向も検討してほしい

※最終的に決定した取組内容と異なる場合があります。

8 参考 （在宅医療提供体制の整備に係る県の取組（R8））

事業名	細事業名	取組内容	委託先
在宅医療支援事業	在宅医療介護連携支援事業【委託】	◇在宅医療・介護連携の推進に関する取組 1. 在宅医療・介護連携統括アドバイザーの配置 <u>連携拠点</u>や推進事業のコーディネーター等への相談対応や技術的支援、情報共有を実施 2. 会議の開催 <u>連携拠点</u>及び推進事業の把握、課題抽出等のための市町村担当者との連絡会議 3. 研修・講演会の開催 在宅医療・介護連携や専門職の相互理解に資する研修、コーディネーター勉強会を開催 4. 連携拠点の運営に関する助言、支援 アドバイザーと連携拠点との拠点会議、宮古・八重山圏域における連携拠点推進に関する支援 5. 特養等の配置医師が相互支援するグループの構築 6. <u>小児在宅医療提供体制の推進（提供状況の把握、課題抽出、研修等）</u>	県医師会
	入退院支援連携デザイン事業【委託】	◇在宅医療・介護連携の推進に係る入退院支援等の課題に関する取組 1 多職種連携研修の実施 身寄りがない問題の事例集をもとに、本人の意思を尊重した入退院支援と療養生活の実現に向けた研修を圏域ごとに実施 2 多職種連携事例集の作成 身寄りがない問題に関する課題の構造化と考え方を整理した事例集の作成・検証（委員会の開催等）	県MSW協会
	在宅歯科診療の提供のための多職種連携事業【委託】	◇在宅や介護施設等で療養する者に対し、適切な在宅歯科治療を提供する連携体制を構築 1. 協議会を活用した事業計画の具体化 関連職種間の協議会で、在宅歯科医療推進の新たな取組を検討し事業計画化 2. 普及啓発イベント・研修会の開催 多職種や一般県民向けに開催 3. <u>技能研修等の実施 訪問歯科診療推進のための技能研修、同行研修等を実施</u>	県歯科医師会

8 参考（在宅医療提供体制の整備に係る県の取組（R8））

事業名	細事業名	取組内容	委託先
訪問看護支援事業	訪問看護総合支援センター事業 【委託】	◇訪問看護ステーションを総合的に支援し、地域の訪問看護の課題を一元的に解決する拠点（センター）を設置。人材確保・質の向上、運営基盤強化を図る。 1. 相談窓口の設置・対応 利用者や関係機関等からの相談に電話や面談で対応するコールセンターの設置 2. ステーションの体制整備・人材育成支援 事業所への訪問支援のほか、管理者、災害対策(BCP)、医療安全、小児・精神、訪問診療連携などの各種研修、相互研修、新人支援等を実施 3. 普及啓発・情報提供 受入れ可能領域などを発信するホームページの運営・管理 4. 圏域別連携の推進と現況調査 二次医療圏域ごとの情報交換会の開催、県内ステーションの現状・課題を把握する現況調査の実施	県看護協会
	離島及びへき地訪問看護提供体制・強化育成事業 【補助金】	訪問看護師等の質の高い専門的な訪問看護に関する研修受講等、訪問看護師の育成支援・定着を図るために必要な経費の一部を補助	— (補助金)